

## 社会福祉法人多摩市社会福祉協議会ボランティア活動等振興助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、幅広い市民の地域活動への主体的な参加を促進し、ボランティア活動及び公益的な市民活動（以下「ボランティア活動等」という。）の安定的かつ継続的な振興及び活性化を図るため、ボランティア活動等を行う団体に対する助成金の交付に関して、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象団体)

第2条 助成の申請ができる団体は、次の各号のいずれかに該当する団体とする。

- (1) 多摩ボランティア・市民活動支援センターに登録している団体（以下「登録団体」という。）で、会計事務が円滑に行われているもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、ボランティア活動等を行う団体で、会計事務が円滑に行われているもののうち、特に多摩市社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）が認めるもの

(助成対象事業)

第3条 助成対象事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) ボランティア活動等の質向上を図るために必要な事業
- (2) 広く市民を対象としてボランティア活動等の普及及び啓発を行う事業
- (3) 社会的・地域的課題解決のために行い、効果が期待できる事業
- (4) 設立した年度又はその翌年度に登録団体となったものが、これから継続して行おうとするボランティア活動等を目的とした事業
- (5) その他会長が必要と認める事業

(助成対象経費)

第4条 助成の対象となる経費及び上限額は別表のとおりとし、助成の金額は、予算の範囲内で会長が定める。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は対象としない。

- (1) 飲食費
- (2) 団体運営に要する経常的経費
- (3) 既に多摩市又は社会福祉法人多摩市社会福祉協議会から助成を受けている経費
- (4) 交通費のうち、交通機関の利用が明確に事業として位置付けられていないものに係る経費
- (5) 諸謝金のうち、団体構成員に対するもの
- (6) 備品購入費のうち、広く市民を対象とする活動において使用する物品以外のもの

(申請)

第5条 この要綱による助成を利用しようとする登録団体（以下「申請団体」という。）は、社会福祉法人多摩市社会福祉協議会ボランティア活動等振興助成金申請書（第1号様式）に必要書類を添付し、会長に申請する。

2 社会福祉法人多摩市社会福祉協議会ボランティア活動等振興助成金申請書の提出期限は、会長が別に定める日とする。

3 この要綱による助成の申請は、原則として1年度につき1団体1回に限る。

(交付決定等)

第6条 会長は、前条の規定による助成の申請を受けたときは、多摩ボランティア・市民活動支援センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を開催し、運営委員会は、当該申請に対する助成の可否及び助成金額を審査する。

2 会長は、前項に規定する審査の結果を踏まえ、助成の可否及び助成金額を決定し、助成金を交付することが適当であると認めるときは、社会福祉法人多摩市社会福祉協議会ボランティア活動等振興助成金交付決定通知書（第2号様式）により、助成金を交付することが適当でないと認めるときは、社会福祉法人多摩市社会福祉協議会ボランティア活動等振興助成金不交付決定通知書（第3号様式）により申請団体に通知する。

(事業の変更等の申請)

第7条 前条の助成金の交付決定通知を受けた申請団体（以下「被交付決定団体」という。）は、事業内容等を変更しようとする場合は、速やかに会長に申請して承認を受けなければならない。

2 前項に規定する承認の申請は、社会福祉法人多摩市社会福祉協議会ボランティア活動等振興助成金変更承認申請書（第4号様式）によるものとする。

3 会長は、前項の社会福祉法人多摩市社会福祉協議会ボランティア活動等振興助成金変更承認申請書が提出されたときは、その内容を審査し、変更を承認することを決定したときは社会福祉法人多摩市社会福祉協議会ボランティア活動等振興助成金変更承認通知書（第5号様式）により、承認しないことを決定したときは社会福祉法人多摩市社会福祉協議会ボランティア活動等振興助成金変更不承認通知書（第6号様式）により、被交付決定団体に通知する。

(交付決定の取消し)

第8条 会長は、被交付決定団体が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の決定の全部又は一部を取消することができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金を助成対象事業以外の用途に使用したとき。
- (3) その他この要綱の規定に違反したとき。

2 会長は、前項の規定により助成金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、理由を付して社会福祉法人多摩市社会福祉協議会ボランティア活動等振興助成金交付決定取消通知書（第7号様式）により被交付決定団体に通知する。

(返還命令)

第9条 会長は、前条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、助成対象事業の当該取消に係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、別に期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(事業報告)

第10条 会長は、助成金の適正な執行を図るために、必要に応じて被交付決定団体に対して報告を求めることができる。

2 被交付決定団体は、当該事業終了後30日以内又は翌年度の4月15日のいずれか早い日までに、社会福祉法人多摩市社会福祉協議会ボランティア活動等振興助成金報告書（第8号様式）を会長に提出しなければならない。

(返還等)

第11条 被交付決定団体は、精算残金があるときは、速やかにこれを返還しなければならない。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別表 (第4条関係)

助成対象事業	助成上限額	助成対象経費
第3条第1号に規定する事業	2万円	備品購入費、通信運搬費、印刷製本費、諸謝金、消耗品費、交通費及び賃借費
第3条第2号に規定する事業	3万円	
第3条第3号に規定する事業	10万円	
第3条第4号に規定する事業	5万円	
第3条第5号に規定する事業	10万円	